

産業連関表の品質保証に関する実施計画

平成 25 年 9 月 30 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成 22 年 3 月 31 日、各府省統計主管課長等会議申合せ）第 6 項の規定に基づき、下記のとおり、産業連関表の品質保証に関する実施計画を定める。

記

計画対象期間	平成 25 年 10 月～27 年 10 月
品質表示	平成 23 年（2011 年）産業連関表の速報公表前に表示事項を見直す。
品質評価	平成 23 年（2011 年）産業連関表の確報公表後に評価を実施する。